

平成22年刑（わ）第2949号

公務執行妨害・傷害被告事件

被告人 大高正二

証拠調べに関する意見書

2011年9月16日

東京地方裁判所刑事10部 御中

弁護士 弁護士 萩尾 健太

同 ●● ●●

同 ●● ●●

1 本件の争点と構造

本件の主たる争点は、

①大高氏が、2011年8月10日午後0時23分ころ、東京都千代田区霞が関1丁目1番4号東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二南門において、東京高等裁判所事務局管理課庁舎警備係守衛長杉田憲治（当時59歳）に対し、その後頭部を右げん骨で2回殴る暴行を加えたか否か

②前記暴行により、同守衛長に加療約1週間を要する頭部打撲傷、頸椎損傷の傷害を負わせたか否か

③大高氏に対し発せられた「構外退去命令を執行する」として大高氏を実力をもって構外に退去させたことに公務としての適法性が認められるか否かである。

本件の特徴は、「被害者」が裁判所職員であり、上記暴行について告発をなしたのも、当時の東京高等裁判所事務局長の岡健太郎であって、いわば裁判所が対立当事者であり、大高氏対裁判所の事件という構造なっている点である。

2 さらに証拠調べの必要性

本件は公判廷で既に●●氏および●●氏の2名の裁判所職員が証人として取り調べられ当時の状況を証言した。

しかし、裁判所自体が告発人の立場にあるという上記の本件の構造からして、裁判所職員らの裁判所公判廷での証言は、裁判所における身内意識、被告人の裁判所に対する抗議活動を止めさせたいという共通の目的、および、上司たる事務局長岡健太郎が告発したことによる心理的圧力から、著しく信用性が低いのであり、客観的な証拠が重視されなければならない。

しかも、そのもとでも、各証人の証言の矛盾から、上記①②③の事実は極めて疑わしいものとなっている。

①の事実に関する矛盾については、「公務所照会及び提出命令申立書」記載の通りであり、裁判所庁舎2階の監視カメラのビデオの提出を求める。

また、門扉のバーに足をかけてジャンプをして門扉に腹部を載せて門扉の向こうの人物を殴打すること自体が極めて困難な動作である。

さらに、●●氏は、被告人が門の外に出された後、すばやく門扉をしめたという(●●33頁)。しかし、この証言と、殴られたという証言は、整合しない。

すなわち、●●氏いわく、被告人は、門から出された後、外から看板を倒そうとしていたという(●●30頁)。しかし、看板があるのが門の端の方なのだから(甲5)、看板を倒そうとしていたのであれば、被告人が門中央にくるまでに、門扉をしめ終えているはずである。つまり、杉田氏が暴行を受ける時間的余裕はなかったはずである。しかも、●●氏が閉めたという南京錠は、本体に押し込めば鍵がかかるタイプであり(●●47頁)、鍵をしめるのに、時間がかかるものではない。

これらの点については、本来、検証によって更に解明がなされるべきであったが、裁判所がこれを認めなかったため、弁護人らは、現場の再現実験を証拠化すること

を検討している。

②の事実については、当公判廷で取り調べられた杉田氏を診察した医師の証言によっても、●●氏の負傷は認められなかった。また、●●氏も医師に診察を受けた「犯行」から4時間後にこぶがひいたことについて、医者にも話していなし、捜査機関に一切話していないという。これは、医師の証言にあわせるためだと思われるが、この点をとっても極めて不自然である。

この点については、制帽の上から殴った程度で「頭部打撲傷、頸椎損傷の傷害」が生じるのか、また、5センチ大もあったこぶが、わずか4時間ほどで、医師が診察して外部的所見なしとなるほどにへこむのかについて、別の医師の意見なども求めたり、現場の状況を再現して検討する必要がある。

③については、大高氏は裁判所庁舎から排除される過程で裁判所職員から暴行を受けて負傷し、東京通信病院に救急車で搬送され、左側頭部、前・後頸部、前胸部、右前腕部打撲傷により、7日間の安静による治療が必要と診断されており、必要最小限度を超える有形力の行使がなされている。その点で「構外退去命令の執行」には適法性がないものといえる。この点に関し、「構外退去命令の執行」の状況を目撃していた人物を証人として申請する予定である。

そもそも、庁舎管理規程に基づき有形力の行使がなし得るかに関して、庁舎管理規程への法令による委任の問題、ひいては庁舎管理権と有形力の行使に関わる憲法判断が必要とされる事項である。また、庁舎管理規程第12条1項8号の解釈も、当事者そのものである裁判所ではなく、第三者的立場からの客観的な解釈に基づかなければならない。そのために、行政法や憲法の研究者の意見書を求める予定である。

3 結論

以上により、本件の証拠調べは未了であって、弁護士らは上記のようなさらなる証拠提出をなすことを準備している。整い次第、証拠調べ請求をなす。

刑事訴訟法1条に明記された、人権保障と真実の究明、適正手続の実現こそが裁判所の責務である。そのためにも、裁判所は弁護士らの請求する証拠の取り調べをなさ

りたい。

以上